

昴学園高等学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

本方針は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、および三重県の「三重県いじめ防止基本方針」並びに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参酌し、本校の実情に応じて、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処及び重大事態への対処を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

本方針は、学校いじめ対策組織（本校「いじめ防止委員会」）を中心に、実施状況の点検・評価および必要な見直し（PDCA サイクル）を行い、実効性を確保する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いつでも、どこでも、誰にでも発生する可能性があるという認識のもと、学校教育全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育み、自己と他者を大切にする態度を養うことにより、安心して活動できる環境をつくとともに、生徒の将来にわたって主体的に自己実現を図るための基盤を育成し、いじめの発生を防止する。

学校が行ういじめ防止等の対策については、いじめが、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう取り組む。

いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができ、いじめを傍観することがないような生徒を育成する。

いじめの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。本人が否定する場合もあることを踏まえ、表情や様子等を丁寧に観察し、行為が「いじめ」に該当するかを総合的に確認する。

いじめへの基本的対応としては、未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、学校、家庭、地域住民、行政等が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処できるように取り組む。

教職員の言動が生徒に大きな影響を与えることを認識し、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめに対して適切かつ迅速に対処するものとする。

いじめの認知は「いじめ防止委員会」を通じて行うものとし、いじめの疑いがあるような行為が発見された場合には、教職員は速やかに委員会に報告するものとする。委員会は、速やかに必要な調査を行い、事実関係の有無を確認して認知を行う。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置する。

その構成員は、基本的には、校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、保健指導主事、人権担当

教諭などとし、必要に応じて担任や部活動顧問、舎監等を加えるものとする。また、心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部の専門家を、学校長の判断により参画させる。

「いじめ防止委員会」は、いじめ防止のため、昴学園高等学校いじめ基本方針を策定し、毎年度当初にその見直しと確認を行う。また、策定した基本方針については教職員、生徒、保護者、地域等への周知やホームページでの公表等、積極的な情報発信を行うものとする。さらに、点検結果を踏まえて必要な改善を行い、PDCA サイクルにより継続的に取組の向上を図るものとする。

「いじめ防止委員会」は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むため、社会体験活動や公開授業、学期に1回以上のアンケート調査や教育相談、インターネットを通じたものを含めたいじめの防止対策、および教職員研修や保護者への啓発が適切に実施されるよう年間計画を定めるものとする。また、「いじめ防止委員会」が防止対策の進捗状況を適切に把握できるよう、「いじめ防止委員会」の開催予定も年間計画に定めるものとする。

「いじめ防止委員会」は、個別面談の進捗状況、教育相談の相談事例、生徒および教職員からの情報を集約し、必要に応じて随時委員会を開催するものとする。また、集約した情報は適切に記録し、委員会内で共有するものとする。

認知したいじめについては、必要に応じてスクールカウンセラー等の助言を受けつつ見守り、被害生徒へのケアや加害生徒への適切な指導を行うものとする。また、その結果は随時、三重県教育委員会 生徒指導課に報告し、全教職員に必要な情報を提供するものとする。

「いじめ防止委員会」は、いじめに対する学校の組織的対応の中核を担い、いじめの解消に至るまで委員会を中心として対応するものとする。解消に当たっては、いじめ行為が停止していること、被害生徒が苦痛を感じていないことを確認し、その状態が少なくとも3ヶ月以上続いていることとする。

いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合又は退学した場合は、いじめにより転学・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分考えられ、適切に対応する必要がある。このことから、直ちに学校の設置者に報告する。

重大事態が発生した際には、県教育委員会及び学校は、対象生徒およびその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」という切実な思いを理解し、公平性・中立性の確保に配慮しつつ、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を適切に説明するものとする。

被害生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握しながら、被害生徒を全力で守ることを最優先にし、どのような調査が可能であるかを委員会で協議する。

学校の行ういじめ防止等に係る対策については、学校評価に位置づけ、取組評価アンケート等により達成度を測定し、その結果を踏まえて改善を図るものとする。

4 生徒指導（教育相談）体制

学校は、いじめの早期発見を図るため、全生徒を対象とした定期的なアンケート調査を年3回以上（各学期1回以上）実施する。結果は速やかに「いじめ防止委員会」に報告し、情報の共有と組織的な対応を行うものとする。また、アンケート結果においていじめの兆候が認められた際や、教職員が生徒の変化に気づいた際は、速やかに個別面談等の必要な対応を行う。

学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用し、福祉・心理の両面から支援体制を整えるものとする。年間計画に基づき、機に応じた一斉個別面談を実施するとともに、生徒が日常的に相談できる「心の居場所」としての相談室の運営に努める。学校は、24 時間相談できる校内のオンライン窓口を設置することに加え、「24 時間子供 SOS ダイアル」や SNS 相談窓口等、外部機関の連絡先を生徒および保護者に周知し、生徒がいじめを訴えやすい多角的な体制を整える。また、相談内容にいじめやその疑いが含まれていた場合には、速やかに「いじめ防止委員会」へ情報共有し、必要な初動を行うものとする。暴力行為等が発生した場合、背景にいじめが原因となっている可能性があるため、被害生徒からの聴き取りを徹底し、事案の背景を慎重に把握する。

5 未然防止の取組

「いじめ防止委員会」は、いじめの防止に資するため、全ての教育活動を通じた道德教育の充実を図るとともに、社会体験学習等を計画的に実施する。また、全ての生徒が学習を通じて絆を深め合い、安心して学校生活を送るため、互いの人権を尊重し、自己と他者を大切にする態度を育む指導を行い、自らが規範を守り行動するという自律性を育むものとする。さらに、わかる授業を創造するため公開授業を計画的に実施し、学級・授業改善を通していじめを生まない学習環境づくりに努める。

「いじめ防止委員会」は、教職員に対するいじめを取り扱った研修その他の啓発を定期的に計画して実施する他、PTA や地域の関係団体等といじめ問題や学校基本方針について話し合う場を設け、家庭や地域と連携した取り組みを推進するものとする。また、教職員の言動が生徒へ与える影響が大きいことを踏まえ、いじめを許さない姿勢を全教職員が共有し、日常の指導において体罰や侮辱的言動等を根絶する。

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処することができるよう、生徒や保護者に対して講演会や親子学習会等の啓発活動を行うものとする。さらに、SNS 上でのトラブル防止や情報モラルの育成に関する指導を行い、生徒の ICT 使用状況を把握しつつ適切な指導を実施するものとする。

学校は、人権教育活動の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの個性や違いを理解し、多様性を尊重する集団づくりを推進し、いじめを許さない風土をつくる。

学校全体でいじめを許さない機運を高めるため、毎年、4 月・11 月をいじめ防止強化月間として啓発を行うものとする。期間中は、全校集会、掲示、学級活動、生徒会活動等を組み合わせ、いじめを許さない学校文化の醸成を図る。

6 早期発見の取組

「いじめ防止委員会」は生徒の訴えや教職員からの情報など、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行い、生徒の実態把握に努めるものとする。また、教職員は、ささいな兆候であっても見逃すことなく、「いじめではないか」という視点をもって積極的に情報を委員会に報告するものとする。

「いじめ防止委員会」は、学期に 1 回以上のアンケートや個別面談等の実施後に集約と分析を行い、いじめが疑われる事例には、迅速かつ適切に必要な調査を行うものとする。また、アンケー

ト等において、いじめにつながる可能性のある記述が見られた場合には、速やかに個別に状況確認を行い、必要に応じて保護者にも情報を共有するものとする。

「いじめ防止委員会」は、いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒等への事実関係の聴取を行い、実態を把握するものとする。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の助言を受けるものとする。

いじめに関する通報及び相談を受けた場合、当該関係者の個人情報を守り、本人の不利益とならないよう十分に配慮するものとする。また、匿名での相談であっても誠実に対応し、内容に応じて委員会に情報共有するものとする。

生徒や保護者から「いじめられている」「トラブルがある」等との申告があつた場合には、事実確認が困難であっても、被害を訴える生徒の立場に立って丁寧に聞き取りを行い、必要な安全確保を行うものとする。また、緊急性が高いと判断される場合には、委員会を通じて速やかに県教育委員会に報告するものとする。

7 いじめの対処

いじめの発見や通報を受けた場合は、「いじめ防止委員会」を中心に速やかに組織的に対応し、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組むとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するものとする。また、事案の緊急性を判断し、必要に応じて別室対応や見守り体制の強化等、当該生徒の安心を最優先に措置を講じる。

「いじめ防止委員会」は、いじめの被害側と加害側で紛争が生じることのないよう、情報共有につとめるとともに、いじめが解消に至るまで必要な措置および支援を行うものとする。解消に当たっては、いじめ行為が停止していること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの確認を面談等を通じて行うものとし、その状態が少なくとも3か月以上続くまで継続して見守りを行う。

「いじめ防止委員会」は、加害側と被害側の在籍校が異なる場合には学校間の連絡に努めるものとし、必要に応じて教育委員会を通じて情報共有を行う。また、いじめが犯罪行為に該当する場合には、所轄警察署と連携して対処するなど、適切に関係機関との連携を図るものとする。さらに、福祉機関、医療機関、法務局等とも協働し、生徒及び保護者への支援を必要に応じて行うものとする。

8 重大事態への対処

本項で言う「重大事態」とは、以下のような事態を指すものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身または財産に重大な被害」の例

生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、重大な金品被害を受けた場合、精

神的疾患を発症した場合など。

また、いじめを受けた疑いがある生徒が学校を転校した場合又は学校を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性あることから、生命心身財産重大事態に該当する。

※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」の「相当の期間」とは、不登校の定義をふまえ、おおむね30日を目安とするものとする。ただし、欠席日数が30日に満たない場合であっても、連続した欠席が続いている場合や、その背景にいじめの疑いが認められる場合には、重大事態に該当する可能性があるため、速やかに県教育委員会に報告し協議するものとする。

※ 重大事態は、事実関係の確定を待つことなく、「重大事態の疑い」の段階から対応を開始する必要がある。

重大事案が発生した際には、県教育委員会に緊急報告を行い、学校が主体となって調査を行う場合には、「いじめ防止委員会」を中心に調査組織を設置し、必要な関係機関等の支援を得て行うものとする。また、調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、調査結果を県教育委員会に報告する。

※当該事案の調査主体は、県教育委員会の判断となる。

生徒または保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときには、学校の判断に関わらず、重大事態として取り扱い、速やかに報告・調査等を行うものとする。申し立てが口頭のみの場合であっても、軽視することなく事実確認と安全確保を行う。

重大事態が発生した際には、県教育委員会及び学校は、対象生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」という切実な思いを理解し、公平性・中立性の確保に配慮しつつ、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を丁寧に説明するものとする。

被害生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を丁寧に把握しながら、被害生徒を全力で守ることを最優先とし、実施可能な調査方法について学校・県教育委員会・関係機関等で協議するものとする。調査方法の工夫（対象者の絞り込み、聞き取りの方法の調整など）により柔軟な対応を行う。

調査のために収集した資料（面談記録、委員会記録、アンケート結果など）は、重大事態調査における重要資料であるため、適切に整理し10年間保存するものとする。再調査の可能性もあることから、保存期間の確保に努める。

平成26年 2月28日 施行

令和 2年 4月 1日 一部改訂

令和 8年 7月8日 一部改訂